

## 地方税法の改正に伴う市税条例の改正の概要 (平成24年3月30日条例第42号)

地方税法の一部改正に伴い、市税条例の規定整備を行いました。  
個人の市民税における退職所得の分離課税に係る課税の特例が廃止されたこと等に伴い、必要な制度改正を行っています。  
なお、改正の概要は以下のとおりです。

### (改正事項)

#### 1 個人市民税

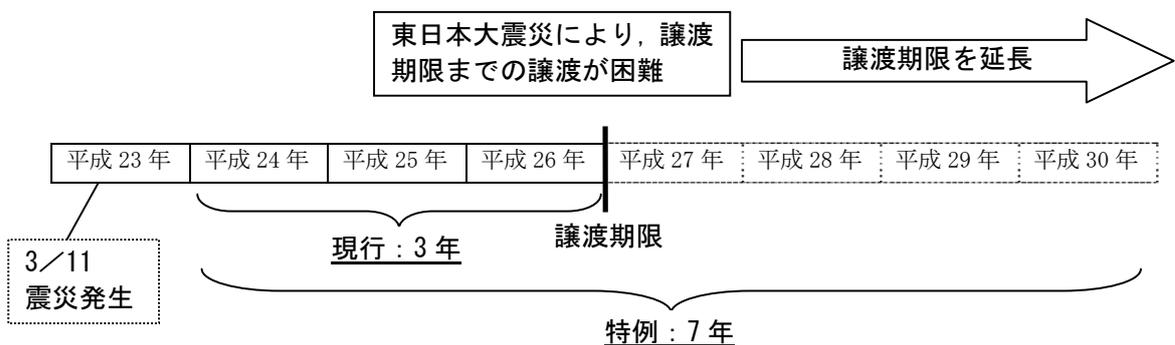
##### (1) 退職所得に係る10%税額控除の廃止

個人の市民税は、原則として前年の所得に対して翌年度に課税されるが、退職所得については、現年課税(退職手当の支払時に特別徴収)されている。そのため、他の所得に比べて早期に徴収されることにより税相当額に係る運用益が失われること等を考慮し、退職所得に係る所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を講じてきたが、近年の金利情勢等を踏まえ、平成25年から当該措置を廃止することとする。

##### (2) 被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例

所有期間10年超の居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例(注)について、現行制度では、災害により居住用家屋が滅失した場合には、その敷地であった土地を災害があった日から3年後の年末までの間に譲渡したときに限り、居住用財産を譲渡したのものとして課税の特例を適用することとされている。

この度、東日本大震災の被災者支援のため、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から7年後の年末までの間に延長することとする。



(注) 所有期間10年超の居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の概要

- 土地等を譲渡した場合の譲渡所得については、原則として所有期間5年以下の場合は5.4%、所有期間5年超の場合は3%の税率が適用される。  
ただし、特例として、所有期間10年超の居住用家屋及びその敷地である土地を譲渡した場合の譲渡所得については、課税長期譲渡所得金額6,000万円以下の部分に対して2.4%(6,000万円超の部分に対しては3%)の税率が適用される。
- 災害により家屋が滅失した場合は、災害があった日から3年後の年末までにその敷地であった土地を譲渡したとき(家屋を引き続き所有していたとすれば、所有期間10年超となる場合)に限り、居住用財産を譲渡したものとして上記の特例が適用される。

## 2 市たばこ税

法人税の税率の引下げ等の改正に伴う都道府県と市町村の増減収の調整を図るため、市たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき644円(旧3級品の紙巻たばこに係る税率にあっては、1,000本につき305円)引き上げることとする。

(注) 都道府県のたばこ税と市町村のたばこ税との間で税収の調整を図るものであり、たばこ税全体としての増減はなく、納税者の負担は変わらない。

### 【参考】市たばこ税の税率の引上げ

区 分		現 行		改正案	
旧3級品以外 1,000本につき	市町村	4,618円	計6,122円	5,262円(+644円)	計6,122円
	都道府県	1,504円		860円(▲644円)	
旧3級品 1,000本につき	市町村	2,190円	計2,906円	2,495円(+305円)	計2,906円
	都道府県	716円		411円(▲305円)	

(注) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙たばこ(エコー、わかば等)をいう。

### (施行期日)

上記1(1)の改正は平成25年1月1日から、上記1(2)の改正は公布の日(平成24年3月30日)から、上記2の改正は平成25年4月1日から施行することとする。